

◎新潟県告示第332号

新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54条）第9条第2項の規定により、地方卸売市場の開設者の合併を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の合併に係る地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社新発田食品流通センター
新発田市中曽根770番地
- 2 合併当事者の名称及び住所
株式会社新印北部食品流通センター
胎内市本郷淵の下693番地
株式会社新発田食品流通センター
新発田市中曽根770番地
- 3 合併後存続する法人の名称及び住所
株式会社新印新潟総合卸売センター
新発田市中曽根770番地
- 4 認可年月日及び認可番号
平成31年3月18日新潟県食流第474号
- 5 合併年月日
平成31年4月1日